

令和7年度第2回豊能町立小・中学校通学区域審議会議事概要

日時：令和7年5月29日（木）18:00～19:00

場所：豊能町役場2階 大会議室

出席者

【委員】

押田会長 高木副会長 入江委員 高橋委員 張委員 岩井委員 宮田委員
香月委員 奥本委員 西浦委員 中塩屋委員

【事務局】

板倉教育長 仙波こども未来部長 池田教育総務課長
峯義務教育課長 泉教育総務課主査

傍聴者：4名

議事内容

1. 答申（案）について

○会長

皆さんこんばんは。

ご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日、前回の皆さんのご意見を踏まえまして、そして事務局の方で答申案をまとめていただきました。この答申案を確認いたしまして、最終的に答申をまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それで出席者ですけれども、本日過半数を超えていますので、本日の会議は成立しているということをご確認くださいよう、よろしくお願いします。それと傍聴をご希望の方がいらっしゃいますので、入室いただきますようお願いいたします。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局

改めましてこんばんは。よろしくお願いします。

そうしましたら、まず本日の資料をお手元の方に配布しております。ご確認をお願いしたいと思います。一番上に表紙ということで、本日の次第A4の用紙1枚と、左肩ホッチキス止めの答申案として冊子になったものの2種類の資料をお手元の方にお配りしておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは議事に入ります。

前回もお願いしたところですが、委員及び事務局の皆さんに1点お願いがございます。会議中の発言の際は議事録作成のため、まずお名前をおっしゃっていただきまして、その後、ご発言をお願いします。

それでは次第に従いまして、1. 答申案について事務局より説明をお願いしま

す。

○事務局

そうしましたら、答申案につきましてご説明をさせていただきたいと思います。
着座にて説明させていただきます。

それではまず、答申案と書いている答申書の方ですね案文をご覧ください。

まず表紙でございます。こちらの表紙でございますが、審議会の会長の名前で、豊能町教育委員会教育長であります板倉教育長宛の、答申書ということになってございます。

1 番目といたしまして諮問事項として、第 1 回の審議会でお示した教育委員会からの諮問書に記載のありました豊能町立とよの東学園及びとよの西学園の通学区域についてと記載しております。

2 番目といたしまして答申内容として、東地区に設置予定のとよの東学園は、豊能町の東地区全域、余野・川尻・木代・切畑・野間口・牧・寺田・高山・希望ヶ丘の 9 地区を通学区域とし、西地区に設置予定のとよの西学園は、豊能町の西地区全域、吉川・ときわ台・光風台・東ときわ台・新光風台、の 5 地区を通学区域としているところでございます。

表紙を 1 ページめくっていただきまして、まず 1 ページの方をご覧ください。

はじめにとして、4 月 24 日に第 1 回の審議会を実施したこと、今回の答申につきましては、第 1 回の審議会の結果をまとめたものである旨を記載しているところでございます。

次に、「1. 豊能町の現状と児童生徒数の推移について」説明をしております。

第 1 回の審議会の際、豊能町の児童生徒の推移について説明をさせていただいた際、押田会長からもともと豊能町は昔の村が大きく 2 つあったと聞いているという旨、ご説明がありましたので、豊能町の成り立ちについて少し触れさせていただいております。

皆様よくご存じかと思いますが、豊能町はもともと東能勢村と吉川村が合併し発足したこと。昭和 40 年代後半から大阪府のベッドタウンとして、急激に人口が増加し、現在の 4 小 2 中が整備されたこと。そのうち、人口減少に転じ、現在に至ることとなり、学校の配置を見直すことになったことについて説明してございます。

1 ページの下段から 2 ページにかけまして、就学前児童数及び小中学校児童生徒数の令和 3 年から令和 7 年の 5 年間の推移について、表でお示しをさせていただいているところでございます。

続きまして、3 ページ中ほどに、「豊能町における通学区域について」では、現在の通学区域について、説明しています。

先ほど説明いたしました、東西 2 つの村が合併して 1 つになったという経緯から、東西で大きく通学区域が分かれており、東地区は東能勢小学校と中学校、西地区は吉川小学校、光風台小学校、東ときわ台小学校の 3 小学校と吉川中学校が通学区域となっている旨、説明しています。

4 ページをお開きください。4 ページには、東地区の区域図、5 ページには西地区の区域図の方をお示ししております。

西地区につきましては、3 つの小学校の通学区域に分かれているため、それぞれの通学区域を図面で示しております。

青色で表しているのが、吉川小学校区、黄色で表しているのが、光風台小学校

区。最後赤色で表しているのが、東ときわ台小学校区となっております。

6 ページをお開きください。

6 ページの上段には第 1 回の審議会でお示しをさせていただきました豊能町立小中学校通学区域に関する規則の別表を抜粋し、現在の学校名及び通学区域をお示ししています。

6 ページの下段からは「3. 答申理由」といたしまして、第 1 回審議会の皆様からいただきましたご意見も含め、今回の答申に至った理由を記載しています。とよの東学園につきましては、現在の東能勢中学校の場所に設置し、東地区の校区がそのままとなるので、比較的变化が少ないこと。

とよの西学園は 3 つの小学校が 1 つになり、現在の吉川中学校の場所に設置することから、通学ルートの変更などを伴うこととなりますが、現在、危険箇所をリストアップするなど、通学ルートの安全対策について、地域全体で考えている旨、ご意見をいただきました。

もちろん東地区におきましても、地域全体で子供を見守っていただいております、今後も徒歩で通学する子供たちを地域全体で見守っていくことがよいとのご意見をいただいたところです。そういったご意見に加えまして、東地区でとよの西学園の方が近い、或いは反対に西地区でとよの東学園の方が近いという地域はあるかというご質問もいただいたところではございますが、事務局の方からそのような地域はないという旨回答をさせていただいたところでございます。

これらのご意見を踏まえまして、とよの東学園の通学区域は東地区全域に、とよの西学園の通学区域は西地区全域にという答申案とさせていただいているところでございます。

なお、第 1 回の審議会でスクールバスについてのご意見もいただいておりますことから、「4. その他」の中で、いただきましたご意見といたしまして記載しているところでございます。

答申案につきましてはの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

答申内容につきましては、答申案にありますとおり、とよの東学園は豊能町の東地区全域、9 地区ということ。とよの西学園は豊能町の西地区全域、5 地区となっているということです。答申案を決定した経緯などは事務局から説明があったとおりですが、今の事務局の説明に対しご意見やご質問等がありますでしょうか。

○委員

答申案で東西それぞれの通学区域で分けて考えるということで、話が合ったと思いますが、この会議の肝となる部分の 1 つ、東の子どもが西に通うことができるのか、西の子どもが東に行くことができるということは、肝の 1 つなのかなと思っておりまして、ふたば園においては、吉川保育所に入れなかった子どもが通っているなど、割と東西の交流というか、東地区の方がふたば園を利用されていて、現状では、卒園後は各小学校に分かれてしまうのですが、東と西、東の方が西の学校に行けるという通学区域については検討していかないのでしょうか。

○会長

この点についていかがでしょうか。

○事務局

ご意見をいただいたように、実際には、吉川の児童の方がふたば園に通っておられる事例がある、東西間の交流があるということで、この場で検討を、この後もしていかないのかというお話だと思うんですけども、今回、冒頭にこの通学区域の変更をさせていただくという話をしたときに、学校名が変わるだけで、東は東、西は西と特に変わらないというお話もあったと思いますが、実際、広く皆さんがどのようなご希望があるかや、どういう思いをされているかということをお伺いしたいというところで、この審議会で皆さんのご意見をお伺いしているというところでございます。

この審議会だけで、今、通学している児童生徒の皆さんのご意見を、この場で全部集約することは、不可能ではないかと思いますが、一定ご意見を聞いてる中で、今まで通りの区域、東地区は東地区の方で通学区域として、西地区は西地区を通学区域とするというご意見をいただいておりますので、事務局としましては、結果的には今までとは変わらないという形になりますが、そういう形で通学区域を設定させていただくという形で今回、答申案として提出したというところです。

○会長

はい。ご意見いかがでしょうか。

○委員

もう、そのようなことには、多分ならないということでしょうか。それがいいというわけではなくて、せつかくこういう会議があるので、そういう意見も出した方がいいかなというのと、あとは、これ、PTAの役員の中でもお話しした時に、東能勢中だと部活が女子だったらもう卓球と陸上しかないという声も上がっています。例えばスポーツをしたい子どもが西の学校に行けるようにするとか、あとは、現在は、どの学年も少人数10人とかのクラスになっているので、学年の中で肌が合わないということは絶対出てくると思います。そういう子どもが現状、私立の学校に通っているというケースも聞いているので、そういうことを防ぐために、東西に通えるような仕組みがあってもいいのかな。そういう議論をしてもいいのかなということで、意見として申しあげます。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

保護者の方々の間で、一定そういったご意見があるということは、前回の会議の中でも会長から言及していただきまして、そういうご意見があるということは認識しています。

私どものこの事務局案の考えとしては、やはり地域とともにある学校という方向で、今教育委員会の方で進めておりますので、前回の会議の中でもどこでも通えるところで見守るという、委員の方からのご意見もございましたが、そういうところも含めて、地域の中での通学区域というふうに考えたいと思っています。保護者の

方の今一番ご心配であるところの少人数っていうところ、まず部活動が今後東能勢中学校でどうなるかというところでございます。

これは豊能町でももちろん課題となっているところですが、全国的な課題になっておりまして、今、文部科学省の方にはそういう地域展開という形で、要は、例えば少人数のところについては1つの学校にこだわらずに、複数の学校で一緒になって部活動をするであるとか、そういった方向で各市町村の教育委員会の中でも検討しなければいけないと、そういう方向で今、豊能町の方でも検討しているところでございます。

今後、保護者説明会を予定しておりまして、今、部活動の今後、これは、東地区も西地区も同様であるのですが、部活動をどういう形で進めていくかという大きな方向性について、教育委員会の内部で話をしているところでございます。

今後、保護者の方にはこの通学区域も含めまして、新しい学校がどういう形になるのかということは、またご説明の方をさせていただこうと思っておりますが、その中で、先ほどおっしゃっていただいた部活動の話であるとか、あと少人数の教育で、要はその人間関係の固着化、そういった形で、私立に通われている子どもさんがいらっしゃる、そういうところにつきましても、例えば今、学校の方ではそういう学年ごとの活動だけではなく、例えば5、6年生が一緒になって勉強したりとかそういったことも検討できないかということなどお願いをしているところでございます。

そういった点も含めまして、保護者の方には、そういった事情を含めてご説明をさせていただきたいと思っております。

○事務局

今回、通学区域を決めるということで、例えば、高山地区の全てのお子さんが、西地区に通学するというのであれば、それこそ通学区域として、移動させることはできるのですが、そういったお話になっているのか、それとも個々人の問題なのかっていうところを、この審議会の中で考えていただきたいというところです。

もちろんそれぞれの個々人の思いというところはあろうかと思いますが、区域という形になりますので、それこそ高山地区なり、すいませんちょっとわかりませんが、川尻地区の人たちも全員、西地区に移るのかという形で通学区域を定めてよいのかということになる。その辺はいかがでしょうか。

○委員

今の件について、ポイントとしては、通学区域については、私個人的には、この東、西で分けたらすごくいいと思いますが、先ほどあったように、個人的に東地区の人だけど、東に住んでいるが西の方に通いたいという人がいた場合、それを対応していただけるのかどうかというのが、どうなのかと思います。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

基本的には教育委員会が学校を指定するというので、例えば東地区の方は東の学校を、西地区の方には西地区の学校というふうに指定するということになってい

ます。指定校、要は学校を指定するということで、例えばなんですけれども、いじめがあって、どうしてもその学校に通えないという場合につきましては、この通学区域とは別の制度で、例えば、町内であれば、西の中学校に通うことができるという制度はございます。

ただ、それについては、何でも例えば、私が行きたいから行くことができるという制度には、現在のところはなっていないというのが実情ですが、例えばその個々のご事情を考慮して、そういう形でどうしても西に行きたいっていう場合には、例えばそういったこともそういう制度、これとはまた別の制度を利用することは可能であるのかなっていうふうに考えています。

○会長

よろしいでしょうか。

今、事務局から説明があったとおり、いわゆる区域外就学という形で、やむを得ない事情等があってですね、やはりその子どもの就学ということを考えた場合に、特段の理由ということで認めることも可能にはなっているかと思います。

従って、先ほどお話したように、今回の事務局案のとおり、通学区域の指定は指定として定めた上で、例えば高山地区を西地区に持っていく等、もしくは逆に東地区のままという形の案で、答申としてまとめて良いのかなというところになるかと思いますので、基本的には従来のいわゆる中学校区という形での案をお示ししていると思いますし、歴史的な経緯を踏まえてやっぱり東と西という形の、旧村単位で学校を区切るのが合理的でもあると思うところではありますが、個々の事情とはまた別に今回の通学区域というところでは、この案が一案かなというところでお示ししているところです。今の説明を踏まえまして何かまたご意見等がありますでしょうか。

○委員

先ほどのご意見と話がちょっと重なるところもあるんですけれども、この最初のこの答申案のところに例えば但し書きで、「ただし、保護者が希望するのであれば、区域を変えることができる」とかそういう但し書きを入れるということは、筋が違うのでしょうか。今の話ですと、そういうのはもう個々人でやってくれっていう話かなと。1人で対応するということですけども、私は但し書きを入れることによって、保護者にも自由度が上がるというか、特段の理由がなくても本人、本人と保護者が希望すれば、他の学校に行くことができるという自由度が欲しいと考えます。

いじめがないと駄目であるとか、距離が近くないとだめであるとか、そういう特別な理由がなくても、保護者、子供が希望すれば自由に行ける。豊能町内の学校であればという自由度が欲しいと私は思うんですけどそういう立場にいることは、筋が違うのか、それでもいいのかっていうのを教えていただければと思います。

○会長

私の方からですけども多分この通学区域を定めるのに、但し書きを規定するということは多分ないと思います。ただし先ほどお話したように別の制度という形で対応することは可能であるとは思いますが、ただ自由に何でも選べるというわけではなく、特段の理由ということが必要であると思います。そこは、教育委員会で審議

して認められた場合に限るということが原則になると考えています。

○委員

ありがとうございます。

○会長

他によろしいでしょうか。今ご意見いただいたところでございますけれども、今回の答申案としましては、表紙のところにありますこの通学区域ということで、まとめさせていただければというところですがよろしいでしょうか。

○副会長

1点だけ事務局に確認したいのですが、この答申が出た後のスケジュールについて、確認させていただきたい。最終的にどのように保護者の方に説明して、教育委員会はこれを受けてどう決めていくのかについてスケジュールを確認させていただきたい。

○事務局

今後のスケジュールですが、本日の委員会で答申をお認めいただきますと、先ほども少し触れさせていただいたと思いますが、令和8年4月に義務教育学校を開校する関係で、今後、7月の末から8月の頭にかけて、保護者向け住民向けの説明会をする予定をしています。

この説明会は、通学区域だけに特化した説明会ではなくて、「新学校をこういう形で開校しますよ」ということを皆さんに知っていただくための説明会をする予定をしています。

その中で、この通学区域のことにも、こういう形で考えていますと説明いたします。当然この審議会でこういう意見があつて、こういう形で答申をいただいて、教育委員会としてはこういう形で考えていますということをお示しさせていただいて、ご意見等があったらまたその部分を踏まえて事務局で検討させていただいて、最終的に通学区域を決めるのは、教育委員会が意思決定機関となっていますので、予定では8月に開催いたします教育委員会議で最終決定という形で考えています。

○副会長

今のそのスケジュールでいうと、結局、答申をもって、住民の方に一定説明をしていただく。その説明を踏まえた上で、最終的に教育委員会議の中で、通学区域が決まると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

説明会でどういうご意見をいただくかということもありますが、そのいただいたご意見を踏まえて、最終的に教育委員会議で決定していくというふうに考えています。

○副会長

もう1点確認させていただきますが、今、保護者の方からいろいろご意見をいただきましたが、そのご意見の内容っていうのは、この答申に反映するのでしょうか。

か、しないのでしょうか。

○事務局

先ほど、保護者の方が行きたい学校に自由に行けるようにしてはどうかというご意見をいただきました。

押田会長の方からもご説明がありましたように、但し書きという形ではなくて、例えば保護者の方が行きたい学校に行くことができるという形になると、この答申内容というのは、表紙にある表のとおりとするのではなくて、今は正確な文言が思い浮かばないのですが、例えば豊能町内の児童・生徒については、指定はなく、保護者が選択・・・

○会長

指定なくという形はできません。（※注：学校教育法施行令には、「教育委員会は就学予定者の就学すべき小学校、中学校、義務教育学校を指定しなければならない。」という規定があるため。）

○事務局

今すぐにどういう形になるかは説明できませんが、この表紙にある表のとおりという形にはならないと思います。

従って、今日の皆様からいただきましたご意見を受けまして、一度この答申内容、事務局案につきまして、教育委員会の中、事務局の中でもう一度検討させていただいて、ちょっと委員の皆様ご多忙のところ誠に申し訳ありませんが、今度、第3回の通学区域審議会を開催させていただきまして、その場でもう一度議論をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員

先ほど、PTAの方からいただいたお話について、ものすごくよくわかるのですが、委員長がおっしゃるように、今回は通学区域を決めるだけであって、通学可能な状況を設定する会議ではないと思うんですね。だからおっしゃることは別途、教育委員会で、または、町の当局がそのようなことについては、もう一度話しましようよ。そういう場を持って話をしなければ、この区域を決めるという会議の中で、それはそぐわないのではないかと。豊能町自体が地域とともにある学校という形で教育方針を示されているということは、地域を挙げて、子供たちを見守っていただく、そういう形で、この「地域割り」といいますか、通学区域を決める、そういう会議だと思います。

皆さんがおっしゃることは、別途、教育委員会であるとか、そんなところから、こういった感じで、もう一度皆さんの意見を聞きましょう。そういう会が持たれて初めて成り立つのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員

委員のおっしゃるとおりだと思いますが、今回、私が思うのはこういう機会があるから、そういう意見を言うのもいいのかなと思っていたから申しあげたので、会長の話をお聞きすると、この件は今回そぐわないというお話ですので、答申はこの区域でいいかなと思います。

学校運営協議会の中でこの件を持ち帰ってもらって、具体的に説明してもらえばいいかなと思うので、その旨お願いしたいと思います。以上です。

○委員

先ほど委員が発言されていたとおり、この場合は通学区域の審議会ということで、皆さまも納得されているはずだと思います。それともう1点、別立てで、先ほど協議会の中で話が出ましたが、別にそういう問題については、先ほど説明がありましたように、いじめでどうしても今の学校に行くことができない場合であるとか、そういうやむを得ないという部分でありますと、それはまだ別建てでという話がありました。先ほど事務局の説明では、話が少し変わったような気がします。この場での答申の中には入れ込まないという認識を私はしています。

○会長

では事務局お願いします。

○事務局

今まで各委員の皆さんからいろいろなご意見をいただきました。答申という形ではやはり通学区域の指定ということで、こういう形（事務局案）でお願いできればと思います。ただ、先ほど申し上げましたように別の制度で、その区域外就学という制度がございます。今度、先ほどから申し上げましたとおり、保護者に対して説明会を予定しておりますが、その中でも今日のこういった審議会の中でのご意見、こういう、校区についてはどうするのか。自由に行きたい人は行くことができないのかというご意見が出たということも含めて、保護者説明会で説明させていただいて、例えばこの通学区域とは別に、先ほど申し上げました区域外就学の要件、今は、いじめ等のとかっていうそういう厳しい要件がありますが、それについてどうしていくかということについても、教育委員会の中で、保護者説明会のご意見を受けて考えていきたいと思います。

○会長

今、事務局から説明がありました形で、答申案としては、もともと事務局案にありましたこの2地区という形の区域で答申させていただき、その後ですね、教育委員会会議で決定することとなります。決定するのは、私たちではなくて最終的には教育委員会の会議になりますので、その過程の中で、住民の方々のご意見等を踏まえながら判断していただくということで進められればと思うのですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

○会長

では、この事務局案を決定案という形で、審議会として教育長に答申したいと思います。ご協力ありがとうございました。では事務局から、その他ということで何かございますか。

○委員

この内容でちょっと聞きたいというか、付け加えていただきたいことがありまして、最後の意見内容ですけども、まずは検討しないのかってということなんですけれども、せっかく入れていただけるのであれば、またバス通学ってのいうのは多分5年前からずっと話が有って、結局はないということになっていると思っています。

多分このままだと絶対ないので、内容として、バス通学スクールバスはもちろんですけど、多分それは無理だと思いますので、阪急バスの増便、園バスの利用、それからハニタスの利用等を含めて検討していただけないか。

前の日に、そのように意見が出ていますので、私もPTAとして調べてみたのですが、やっぱりそういう場合は5年前、6年前から当初からずっと出て検討しますという答えをもらっていましたが、住民説明会とかそういうたびに意見が出ているのですが、やっぱり「なし」という回答になっているので、この機会が最後の機会だと思うので、ちょっと、そういう方法も含めて検討、再検討をお願いしたいという意見を、せっかく入れていただけるのであればお願いしたいと思います。以上です。

○会長

その件につきましても、私からお答えしますが、また別途検討していただければというふうに思います。それこそ、話がごっちゃになりますけれども、東の方が西に行くのにバスを出すという形のことであれば、答申にも書かなければいけないのかなと思いますが、西地区の中でのそのバス云々の話というところで、通学区域に影響するところは特にないと思います。手段についてはまた別途検討していただければなというふうに思います。

今回の答申案の「その他」のところ、私は無くてもいいと思っていますが、やはり皆さんの意見という形としていただいて、あとは次のステップで議論という形で記載していただき、詳細についてはまた改めて議論していただければと思います。

あくまでもこの豊能町立とよの東学園と豊能町立とよの西学園の通学区域をどうするのかという諮問に対する答えですので、そこでバス通学がどうしても影響してくるのかというと、少しそれは違うのかなとは思うのですがいかがでしょうか。

○委員

その通りだなと思っています。入れていただけるのであれば、入れて欲しいなと思っています。以上です。

○会長

その他として、ここまで記載していただいたということで、大丈夫かなというふうには思いますので、またそれを踏まえて、皆さんの方で要望等していただければと思います。バスでないとその通学区域が変わるなど、あくまでも通学区域を定めるための会議であって、そのための回答としてこういう形でまとめさせていただければと思っています。

○委員

答申に載せるか載せないかということについては、本日決めなければいけないのでしょうか。

○会長

そうですね。今日決めるのですが、私としてはこの案で先ほど決定したつもりでしたが。

○委員

意見を「その他」の形で載せるのであれば、この言葉を載せて欲しいと思います。先ほど申しあげた、阪急バスがどうのこうのという言葉のことです。これを、意見自体をなくすということであれば、もうなくてもいいと思います。この意見を載せるのであれば、この意見の内容について、最後に意見という形でこれを載せて答申として出すのであれば、私がさっき申しあげた阪急バスの増便の件とかも含めて、答申として入れて欲しいです。意見自体を答申に記載しないのであれば、なしでも構わないです。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

ここで事務局としての答申案という形でこの意見の内容について述べさせていただいたのは、この「その他」にも書いてありますが、審議会全員の統一したものではありませんが、委員の方から、ここに書いてありますとおり、こういったご意見があったということを申し添えるっていうところになっております。

従って、例えば委員のご意見という形でこういうふうに載せておりますが、そこで阪急バスの増便などの手段も含めて記載していただきたいということでしょうか。

○委員

私の意見として載せていただけるのであれば、私の意見を載せて欲しいと思います。もし、こういうことは、審議会の答申にそぐわないからなくすということであれば、それはそのとおりだと思いますので、なくしていただいて構わないのですが、この「その他」で意見として載せてもらえるのであれば、せっかく載せてもらえるのであれば、手段も入れて欲しいと思います。

ただ、この言葉が、先ほど会長がおっしゃったように、この会議にそぐわないということにつきましては、私は理解しましたので、それすらも省くということであれば、省いてもらって構わないと思います。

○会長

私としては皆さんのやはり声をこういう形で残したいなという思いはありましたので、この程度、ここまでという形であれば、ということでお示したところです。これ以上書くのであれば、逆に削除してもいいかなと思っています。

この会議で、そのバスについてこういう手段があるとか、細かい議論を実際したわけではありませんので、それが先ほどから申しあげています東西の通学区域に影響するかというと、東西の通学区域に関しては影響しないと思います。ということでいかがでしょうか。

○委員

よくわかります。この文面ですごくいやなのは、いやなんて言うことは失礼なのですが、「バス通学は検討しないのか」という、その程度のことしか言ってないということで、この会議が終わってしまっていると思われることです。もうそんなこと（バス通学を検討しないということ）は、わかっているんですよ。

だから具体的な、こんな手段はどうですか、他の手段はどうですかってこれも例としてすでに出ていると思うのですが、そういうことを示したいというか、会議で言いましたよということを教育委員の方に伝えたい。

学校運営協議会でもずっと要望していると聞いているのですが、やっぱ進まないというか、実施しないのであればしないでもいいのですが、やっぱりこれだけ声があるっていうのを伝えたい。保護者の意見もわかってもらいたいということもあって、この意見を残すのであれば、手段を含めて残していただきたいと、ちゃんと踏み込んで話してますよということを残したい。議事録に残したい。という私の個人的な思いです。

○会長

今発言していただいたので、会議録には残ります。答申書に残したいということですね。

○委員

私の個人的な意見をまず申しあげますが、別に答申にそれを載せる必要はないのかなと、この通学区域の話ですからこれでいいと私は思います。

ただそういった、今、お話されたような内容が、議事録としてだけ残るのではなくて、本当にそういった意見があったよということが、教育委員会に伝えられて、きちんと精査してもらおうとか、そういったことを本当にしていただけるかどうかということに関して何か、別の何かで残したりしていただけるのか、そういったところだと思うんですけども、これはこれで私はいいいと思うんですけど、今の先ほどのそのバス通学に関しても、別途、保護者の方の説明会の中で話をさせていただけるということだったので、していただけると思うんですけど、本当にそれがしていただけるのかどうか、本当にその後、進捗としてそういったことを話し合っていますよということがあるのかどうか、そういったことが、何か別の形で残っててそれを進めるということが、確約じゃないんですけど、そういったことを何か、別の形で残していただけるのかどうかということだと思います。

○事務局

第1回の議事概要という形で委員の皆様からいただいたご意見につきましては、すべて私どもの考える限りすべて記載させていただいたつもりです。

この第2回の議事録についてもそういう形で作るつもりでおりまして、それについては、今も町のホームページでは公開しておりますし、第2回のこともホームページではきちっと公開するつもりをしております。

保護者の説明会で今後も東も西も両方とも説明会をする予定をしておりますので、その中で、通学区域審議会の中で、委員の方からそういったご意見、それは通学バスについてのご意見があって、それについてはただ単に通学バスがどうという言い方ではなく、例えば今おっしゃったような阪急バスとかハニタスということ

も、説明していきますので、そういった形でお願いできないかと思うのですがいかがでしょうか。

○会長

では私の方からちょっと案を出します。よろしいですか。先ほども決定したので本当はあまり変えたくないのですが、ご意見がありましたので提案いたします。7ページのところの意見内容のところです。次の文面に変更して答申したいかと思っています。今回の意見の内容のところですよ。

「今回の通学区域には義務教育学校までは相当な距離があり、児童生徒が歩いて通学するには遠いところもあり、バス通学の検討要望があった」と。これでいかがでしょうか皆さん。よろしいですか。

○委員

これ、その前の文とどこが変わっているのでしょうか。もともとの文とどこが違うのでしょうか。

○会長

「・・・しないのか」ですと、投げかけで終わりますけども「要望があった」ですから。それを受けるという意味はまた変わってくるかと私は思って、そういう表現にしたのですが。「しないのか」だったらもうそのまま言われて終わりですけど。「あった」ということですから。

○委員

今会長がおっしゃったとおりでいいと思います。「遠いところ」があり、「バス通学の検討の要望があった。」これはもう非常にいいかな。

また、これはちょっとこの会議ではないのですが、傍聴されている議員の方もおられますので、この件についてはおそらく議論されるのではないかと。皆さんがおっしゃることを、町当局にも反映大きくできたのではないかと感じております。もうこのままで結構かなと思いますけど。

○会長

いかがでしょう。

○委員

わからないです。何が変わってるかがわからないです。理解不足ですみません。

すいませんけど特に。私の意見としては、自分の意見としてこの内容を入れていただけるのであれば私の意見を入れていただきたい。

○委員

違うじゃないですか。個人的なものではないでしょう。

○委員

個人ではないです。もういいです。はい、わかりました。

○委員

このバスの云々という議題につきましては、西地区の議題でございます。通学路安全委員会を立ち上げていますが、その場でいろいろ議論して、教育委員会にも投げかけていて、結果、通学のバス部分については駄目だと、というような話を伺っております。その代わり、公共交通機関ですね。バスとか。そういった部分については検討しますというような、そういう結果が出ていました。

確かにわかるのですが、このバス通学とかそういうところにつきましては、各西地区の方でそういったことを検討する部門がございます。そういったところで、議論している最中でありましてですね、私が思うには、そのような意見は非常に大事ですが、この会議でそれを載せるか載せないかということは、別立てで考えるべきで、先ほどから私も申しあげておりますけども、少しこの会議とは違うような気がします。これを載せるが載せないかであれば、実際、載せるなら本当に、納得した載せ方をして欲しいと、中途半端な載せ方ではまたうやむやになるのではないかなというような考えをお持ちだと思います。私もそう思います。

ですから省くなら省く。意見はあったよというようなことで、いろんな意見がございましたけどとかではなく、そこら辺は省くなら省くで、別の特別な場で議論をするという意見が出ていますが、その壇上に上げたらいかがかなと私は思います。

○会長

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

○委員

この場の発言がこの会議に合致しないというか、そぐわないということは、すごく理解しました。事務局が多分気を使ってくださってこの文面を入れてくださったということはわかったので、今、話を通して聞きますと、削除していいのかなと私は思います。

先ほどの委員の方からおっしゃっていただいたように、これは、ものすごく中途半端で、すっきりしないので、なくしてもらった方が、すっきりするかなと自分の中で腑に落ちたので、すごく事務局の方が優しく、気を使ってくださったのがわかったので、なくした方がいいのかな、会長の言うとおりにいい方はいいと私は思いました。以上です。

○会長

そうしたら、私の方は残す案で1つ提案させていただいたところですけども、全く削除という形の案も出たところではありますが、いずれの形にしましょうかというところでお諮りしたい。

あとはこの際、残すか残さないだけ判断いただきまして、文面については会長預かりということでよろしいでしょうか。

(了承)

○会長

ではこの下記意見についてのことを残すか否かということで、採決を取りたいかと思いますがよろしいでしょうか。

では残すということで賛成の委員の方、いかがでしょうか。

(4名が挙手)

○会長

4名ですね。では削除ということで賛成のご意見、委員の方、いかがでしょうか。

(6名が挙手)

○会長

6名ですね。私以外という形で、4対6という形になりますけれども、では削除ということで意見が多数ございましたので、このところも議事録には残しますのです。その旨で、今回の答申の中では、このバス通学に関する記載については、付さないということで、決定させていただければと思います。

○副会長

この答申内容について、それで皆さんの方が納得されていらっしゃるのであれば結構かと思うのですが、バスの問題ですけども、教育委員会としては、いろいろと議論されていると思いますが、町といたしまして、このバス通学をどうするのかということにつきましては、議論する必要があるのかなと思っています。

特に新光風台の地域からですと、バスがなくなることで今まで光風台小学校に通ったのが遠くなるというところで、まちづくりの観点からどうなのかということにつきましては、我々がしっかりと教育委員会といろいろ議論しながら、最終的にどういう形がよいのかということにつきましては見極めたいと思っておりますので、ちょっとお時間ちょうだいしたいというふうに思いますので、町の方としてもそこはしっかりと受け止めているということについてはご理解いただければと思います。

○会長

今、副会長から、そういった町全体で考えていきたいという話もいただいたということで、そういうことでお願いできればと思います。

ということで、改めて確認いたしますが、「その他」のところに関しては、削除という形で決定した上で、通学区域については東西という形で、旧村の東西両地区のまとまりで答申をまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長

ではこれでもう決定ということにさせていただきます。では事務局の方にお返しいたします。

○事務局

では、皆さま、夜遅くにもかかわらず会長はじめ委員の皆さま、様々なご意見をいただきました。長時間にわたるご審議どうもお疲れ様です。ありがとうございました。

した。

御多忙中にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。この答申につきましては、先ほども申し上げましたが、今後、保護者の説明会の中でお伝えをいたします。その上で、こういった今日のご意見、いろんなご意見もお伝えした上で、最終的な通学区域につきましては、教育委員会の中で決定したいと思います。では、どうも長時間にわたりご審議ありがとうございました。